

## 令和5年度国際総合類型充実事業業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項

### 1 事業内容

「令和5年度国際総合類型充実事業業務委託に係る仕様書」のとおり

### 2 資料

- (1) 令和5年度国際総合類型充実事業業務委託に係る仕様書
- (2) 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）
- (3) 参考見積書（様式2）
- (4) 質問票（様式3）

### 3 応募資格及び条件

#### (1) 応募資格

本公募型プロポーザルへの参加を申請しようとする者は、国際総合類型充実事業を円滑かつ効果的に実施できる事業者とする。ただし、次のアからオに掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできない。

ア 対象業務において、本市の令和5年度入札有資格者名簿に登載されていること。ただし、名簿に登載されていない業者であっても次の①、②に掲げる書類を整えることができれば参加可能とする。

#### ① 商業登録簿謄本

※「写し」の場合は、「原本証明」をお願いいたします。

#### ② 納税証明書（国税及び地方税）

※・尼崎市に事業所がある場合、国税と市税の納税証明書

・尼崎市に事業所がない場合、事業所所在地における国税の納税証明書の提出  
をお願いいたします。

イ 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 公募参加申請の日から契約日までのいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

エ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

#### (2) 応募条件

本市が望む事業展開及び人材の管理体制ができること。

#### 4 公募型プロポーザルの参加申し込み

##### (1) 提出書類

ア 提案書（任意様式とする。1社につき1案とし、資料が過大にならないように留意すること。）

イ 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

ウ 参考見積書（様式2）（消費税及び地方消費税を含め、提案全体の見積額とその内訳を記載すること。）

なお、アについては7部、イ及びウの書類については1部提出すること。

##### (2) 提出書類の配布期間

令和5年9月20日（水）から同年9月28日（木）までの間に尼崎市のホームページよりダウンロードしてください。

##### (3) 提出書類の提出期限及び提出先

###### ア 提出期限

令和5年9月28日（木）午後5時まで

###### イ 提出先

尼崎市教育委員会事務局学校教育課 高校教育課

（尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階）

※ 郵送または持参すること。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(4) (3)に掲げる期限までに公募型プロポーザルの参加申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者（書類不備を含む。）は、本公募型プロポーザルに参加することができない。

(5) 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

##### (6) 参加決定通知

令和5年10月2日（月）中に電子メールにて通知します。

#### 5 経費

(1) 仕様書記載の生徒数を基に算定すること。

(2) 提案上限金額は1,728,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

#### 6 質問票の受付及び回答

本事業の内容に関して質問がある場合は、質問票（様式3）に質問内容、提案者の事業者名、担当者名、電話番号、E-mailアドレスを記入し、高校教育課へ電子メールにて送付すること（必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に高校教育課に到着確認をすること。）。電話、来庁等による質問は受け付けない。

##### (1) 質問票の提出期限

令和5年9月25日（月）午後5時まで

##### (2) 提出先

尼崎市教育委員会事務局 高校教育課

メールアドレス：ama-kokokyoiku@city.amagasaki.hyogo.jp

FAX 番号：06-4950-5658

(3) 質問票の回答日

令和5年9月25日（月）までに随時、尼崎市のホームページ上に回答を掲載する。

(4) その他

審査基準に関する質問は受け付けない。

## 7 選定方法及び評価基準

本市職員を中心に組織する選定委員会において、応募書類及びプレゼンテーションを通して総合的に審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 評価基準

ア 事業者の適性

- ・実績
- ・運営・計画性

イ 教育プログラムの実施内容

- ・目的と合致しているか
- ・実践的な内容か
- ・学習効果
- ・教育プログラムの柔軟性
- ・講師及び留学生

ウ その他

- ・危機管理体制について
- ・コストの妥当性

(2) 審査日

令和5年10月5日（木） 予定。時間等の詳細については、業者ごとに連絡する。

(3) その他

- ・提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由
- ・プロジェクター、スクリーンは高校教育課で用意するが、ノートパソコン等は各事業者が持参すること
- ・パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること
- ・出席者は、必要最低限の人数とすること

## 8 選定審査対象除外（失格）

次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合（提出書類に不備があった場合を含む）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募資格を欠いていることが判明した場合

- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) 「参考見積書」の金額が、提案上限金額を超えている場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと尼崎市が判断した場合

9 審査結果の通知

審査結果は、令和5年10月上旬頃に文書により全応募者へ、応募者が指定した宛先に通知する予定。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 その他

- (1) 提案書等の作成費用、プレゼンテーションに要した費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加業者のうち市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）又は準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活等を行っている事業者）であれば本市が定める割合で一定の加点を行う。

なお、市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請の提出時点で行う。

11 スケジュール（予定）

募集要項公表	令和5年9月20日（水）～ 令和5年9月28日（木）
質問票の提出期限	令和5年9月25日（月）午後5時まで
質問の回答日	令和5年9月26日（火）まで
提出書類の提出期限	令和5年9月28日（木）午後5時まで
参加決定通知	令和5年10月2日（月）中
審査日（プレゼンテーション）	令和5年10月5日（木）
結果通知	令和5年10月上旬
令和5年度契約締結	令和5年10月上旬

以上